

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：32614

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13806

研究課題名（和文）社会的逸脱行動がイノベーションに及ぼす影響

研究課題名（英文）Impact of social deviant behavior on innovation

研究代表者

尾田 基 (Oda, Hajime)

國學院大學・経済学部・教授

研究者番号：00709686

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：イノベーションには社会的逸脱行為を起点とするような事例が存在する。本研究では、そのような社会的逸脱行為について、その動機と帰結を分析した。社会的逸脱行為は、イノベーションの推進にとって必要なプラクティスとして実施される場合がある。この場合、事業推進者はそのような逸脱行為によってさらなる事業推進のための証拠や手がかりを得るメリットと、逸脱行為に対して事後的に責任をとる代償とを比較考量することとなる。他方で、イノベーションを推進しようとする動機から引き起こしたのではない社会的逸脱行動が、社会への問題提起となったり、新しい事業のアイデアとなることもある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義としては、社会的逸脱行為がイノベーションや社会問題の発見に対してもっている機能を分析した点にある。目的合理的観点からは、グレーゾーンや適法性に疑いのある行動をとるとするならば、それは事業存続に必要な証拠を収集するためであるという観点からの整理を試みた。他方で、社会的逸脱はそのような目的合理的な動機に限らず生じる側面もあり、そのような事件や事故は、社会が社会問題について学習する機会ともなっている。多様なアクターからなる創発的な問題構築プロセスを理解するためには、企業家だけでなく、他の関係主体や一般大衆の態度形成に関する研究もまた求められる。

研究成果の概要（英文）：There are cases where innovation starts from social deviant behavior. In this study, we analyzed the motives and consequences of such social deviant behavior. Social deviant behavior may be implemented as a necessary practice for promoting innovation. In this case, the entrepreneur weighs the merit of obtaining evidence and clues for further business promotion from such deviant behavior against the cost of ex-post liability for the deviant behavior. On the other hand, socially deviant behavior that is not motivated by the desire to promote innovation can pose problems to society or lead to new business ideas.

研究分野：イノベーション論

キーワード：社会的逸脱 法規範 違法状態 正当性

1. 研究開始当初の背景

本研究の発端となったのは、社会に大きな変革をもたらすイノベーションが、しばしば、企業家や関係主体による違法性の高い行わないし道徳侵犯行為を起源に持っている事例があることに由来している。

例えば、Facebook の前身となった Facematch は、大学の寮から得た顔写真データを不当に使い、学生間でいわゆる「美人投票」を行わせるためのウェブサイトであった。同サイトの運営者であったマーク・ザッカーバーグは、プライバシーや知的財産の規約に違反するサービスを提供したとして大学から処罰を受けている。また、1990年代に音楽データ交換サービス Napster は、著作権を侵害するようなデータ交換のプラットフォームとなり閉鎖に追い込まれた。その後、楽曲をデータ化し個別の端末にダウンロードさせる配信形式や、従量課金ではなく定額課金とする（いわゆる「聴き放題型」）料金設定など、現在の音楽配信サービスの雛形を形成する上で大きな影響を与えたことが知られている。さらに近年では、民泊マッチングサービス Airbnb や配車サービス Uber のように、違法性が高いことを認識しながらも、確信的にサービスの普及を先行させ、事後的に法的整備を各国に働きかけるケースもある。

これらの例からは、革新的な新事業が実現する過程では、その本格的な実現に先立って、何らかの社会的逸脱行動がとられる場合があることが示唆されている。本研究の関心は、こうした行動がイノベーションの実現にとっていかなる意味を持つのかを明らかにしていくことにある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、起業家あるいはその関係主体が社会的逸脱行動をとるのは何故なのか。また、社会的逸脱行動にはイノベーションの実現にとって具体的にどのようなメリットとデメリットがあり、イノベーションとして社会的正当化に至る場合と、社会的制裁を被るだけにとどまる場合はどのように分かれるのか。このような社会的逸脱とイノベーションの関係を探ることが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究では、事例蓄積を通じた理論研究を行った。当初は法的に問題がある事業や社会的規範として論争的な新事業に対する聞きとり調査を行う予定であったが、研究期間中に新型コロナウイルス対応や転職に伴う環境適応に多くの時間を費やしてしまったことで変更を余儀なくされた。そのため、事例研究では、公開情報を主として、社会的逸脱行動を行った事例、逆に逸脱行動ではなく合法化に成功した事例、逸脱せずに問題に対応しようとして事業存続に失敗した事例などを収集した。具体的には、音楽配信サービス、民泊マッチングサービス、ライドシェアサービス、パーソナルモビリティ領域の各種新製品などである。その他、カジノの合法化過程やこんにやく入りゼリーの窒息事故に関する事例など、必ずしも新事業でないものの政策形成過程を参考とした事例も存在する。

また、本研究は、より広くは社会的逸脱行動に限らず新事業の社会的・法的正当化過程を取り扱う研究の一環として実施されている。企業家以外のアクターの新サービスに対する態度形成や、特徴的な行動に関する研究を進めた（尾田・佐々木、2021；尾田、2023）。

4. 研究成果

ある主体は社会的逸脱を行い、別の主体は社会的逸脱を行わない。社会的逸脱を行ったとしてそれが上手く事業推進に進められる場合と、制裁を受けて事業が存続できなくなってしまう場合がある。このような状態の説明として、本研究では目的合理的な説明として「事業推進とエビデンス獲得の多段階モデル」と「正当性の信用流動性制約」による説明を試みる。さらに、ここに目的合理的ではない社会的逸脱によるバリエーションを加えることで、イノベーションと社会的逸脱のより豊かな関係を理解することができる。

(1) 目的合理的な社会的逸脱

事業推進とエビデンス獲得の多段階モデル

多段階モデルでは、事業の合法化過程を事業推進とエビデンスの収集が繰り返し行われるようなプロセスとして想定する。事業推進に必要なエビデンスとは、当該事業が社会的に有用であるとか、公益性に資する事業であることを示すような情報、その他にも、危険性がないこと、消費者のニーズがあることなどの論点に関する情報や材料、手がかりのことである。ある時点では弱いエビデンスしかないが、そのことによって限定的な事業推進が許可される（あるいは違法に操業する）。この時点の事業推進によって、さらなるエビデンスが収集できると、それによって次の段階の事業推進が可能となる。このようなプロセスを複数回繰り返すうちに事業存続が確固たる状態や合法化（法制化）に至れば成功ということになる。違法に操業する場合には、その操業期間中に自社に有利な証拠が得られ、合法化のための道筋をつけることが肝要となる。逆に、合法的な範疇にとどまる限り、さらなる推進のための証拠を集めづらいという問題もあろう。

正当性の信用流動性制約

正当性には手続的正当性と内容的正当性がある（手続的正当性のことを正統性と呼称し分けることもある）。手続的正当性とは、妥当なプロセスを経ることによって得られる正しさのことであり、内容的正当性とは、妥当な内容を含んでいることによって得られる正しさのことである。ここでは、合法的な事業として認められていることを手続的正当性、当該事業を求める消費者が存在し、事業を存続できるだけの経済性で商品やサービスを提供できること、負の外部性が受忍できる範囲内に収まっていること、こういった内容が内容的正当性となる。これらの正当性はある一時点で、全ての項目を満たす必要があるわけではない。実際、法的な位置付けが不明確なまま、特に実害もないので事業が長年行われてきたというような事例も存在する。

新事業の推進当初時点で、手続的正当性を満たさず、違法状態で操業したとしよう。このことによって直ちに全ての事業が中断にいたるわけではない。その操業状態で事業の有用性を示すことができれば内容的な正当性を得ることができ、合法化の道筋をつけることができる。このようなプロセスでは個々の段階では足りていない正当性をいわば一時的に借り入れて負債として負っているような状態となっている。手続的正当性が足りないようなプロセスを踏んだ場合には、ずっと借入状態にしておくわけにはいかず、どこかでより大きな正当性の返済を内容的正当性や手続正当性で求められる。

違法状態での操業が開始できないと判断する場合、これは何らかの理由でそのような「借入」にも踏み込めないだけのリスクが高いとする材料があることになる。前提として、違法性の高い手段に訴えてなくとも、他の合法的な手続きによる合法化の見込みがある場合は、わざわざ信用のバランスを崩すような手段をとる可能性は低くなるだろう。以下では合法的な手段では手詰まりであることを想定する。

一般に、社会環境や自然環境に不可逆的な変化を生じさせてしまうような新事業に対しては、事前段階での規制が正当化されやすい。典型的には、人命が失われるような事故が発生する可能性があるのであれば、そのような事業を違法性の高い方法で推進することは、内容的正当性が伴わず、ためられるだろう。典型的には気候変動や原子力発電所の事故のような重大な変化が想起されるが、個人情報流出してしまったり回収できなくなるようなケースも不可逆な変化である。他方で、不可逆な変化には望ましい変化も存在する。消費者に新事業が認知されることも、短期的には不可逆な変化であると考えられる。一度知られると、忘却に至るまでには十分な時間が必要だからである。従って、重大な事故の危険性がなく、消費者の認知が得られる期待が高いのであれば、違法状態での操業開始に踏み込む可能性は高くなる。

この他、例えば、既存の別事業で培った実績がある場合には、まったくの新規スタートアップ企業よりも判断が難しい。既存事業の信用をもって社会を混乱させる意図がないという説明をすることができるかもしれないし、既存事業と行政の関係が悪くなってしまうことが懸念すると、新規事業でも法的なリスクをとることはできないという判断も成り立ちうる。

推進方法と得られる次のエビデンスの種類

どのような事業の進め方をするのかによって、得られるエビデンスの種類が変わってくる。一般に、得られる証拠というのは科学的手続きを厳格にするほど、異なる状況に対して適用することが難しくなる。そのため、あるエビデンスが得られやすい推進方法だったとしても、そのエビデンスがさらなる事業推進に活かさないような状況となってしまうと、手詰まりとなることがある。

例えば、ドローンによる配送を実用化するために、山間部や離島などでの実証実験をするための飛行許可が得られているような特区があるとしよう。このような特区が認められることは、次に進めるためのエビデンスが集められるという点では望ましい事業であるようにも思われる。しかし、このように活動が特区内に限定されると、特区以外の消費者はドローン配送に関する態度形成や知見の蓄積が進まず、我が事として考えられないという問題が生じる。また、離島や山間部で得られたエビデンスは都心の高層ビル間でドローンを飛ばすときのエビデンスとしては弱い、ないし用いることができないというような問題が生じる。一見次に進めるためのエビデンスを蓄積するための施策が、次に進めるために十分な関心やエビデンスを形成できないといった問題を生じさせてしまうのである。

エビデンスの要求水準を決めるステイクホルダー

社会が事業の合法化を認める水準は、どのようなアクターがその議論に関与するかによって変わってくる。合法化を求める新規事業が、既存の製品やサービスを代替する関係にある場合、既存業界からの反対運動から、要求水準が上がると予想される。

逆に、当該事業の推進主体や同業者以外に味方が現れることもある。論点を共有しているものの別の類似事業の推進主体であるとか、行政官や政治家の中にはその問題を解決することによって自身の成果とすることのできると見込む人々もいるだろう。このように推進主体と異なる理由から味方となるようなステイクホルダーやアクターがいると、合法化に至るための水準が変化することもある。味方がいることによってその味方が納得するための内容が加わることも

あるので、味方の存在がすぐに合法化に向けてプラスに繋がるとは限らない。

観察可能性によるプロセスの二極化

違法状態での操業を左右する要因として、その製品やサービスの取引当事者以外の第三者によって、その取引が観察可能かという点も状態を大きく左右する論点である。観察可能である場合、様々なステークホルダーが増える。ひとつは潜在的な消費者の目に見えることによって、当該サービスへのニーズが喚起されることがある。逆に、潜在的な競合の目にとまることで、実施中のサービスの問題点を改良した新規参入を招くこともある。既存の競合・代替品業界がある場合には、観察されることでより早く、より強い参入阻止行動をとられることもある。行政や社会の目に触れやすいサービスであり、違法であることが知れ渡ると、社会は行政になぜ取り締まらないのかといった要求を向けることもありうる。敵も味方も増える可能性があり、推進企業のコントロールを離れて、社会問題となっていく。このようなコントロールを放棄する方策をわざわざとる場合、社会の認知を得るといふ不可逆な変化を起こすことが決定的に重要であると判断したときであるように思われる。

観察可能性が低い場合には、消費者を増やすことが難しいという問題はあるものの、第三者の横槍が入ることなく、そのサービスを望む消費者との間で良好な関係を築いていける可能性がある。このような状態では、特段の事故やトラブルが発生するまでの間にゆっくりとではあるが実績を積める可能性が高い。このような観察できない非合法的プラクティスでは、社会的に話題となるころには十分な実績が積みまれているという状態を目指すことになる。

(2) 目的合理的でない社会的逸脱

新規事業における社会的逸脱は、他に手段がないから、あるいはこの手段が最も合法化に近いからという、「よく考えられた」理由だけから実施されるわけではない。合法化という目的のためでない社会的逸脱としては、非合法だが制裁を受けない見込みであるために実施するようなケースや、法規範意識に欠けるアクターが様々な逸脱を行う中に、偶然現行法の規制側の問題に結びつくような状態が挙げられる。目的合理的なケースはイノベーションの遂行過程において自ら社会問題化していくプロセスであったが、逆に、ただの社会問題からイノベーションが生まれていくこともありうるのである。

このような出発点である場合、誰が正当化のための活動を担うのかによって大きく二種類に場合分けすることができる。ひとつは、当事者が反省したり、あるいは問責に対して自己正当化する一環として現行法の不備や問題を指摘するようになるケースである。逸脱から始まることで否応なしに制度環境と自身のやりたいこととの矛盾に直面し、制度企業家として目覚めていくことがある。

もうひとつは、ある事業者の逸脱を観察した第三者が、その逸脱をアイデアとして新規事業や現行法の問題を発見していくことがあり得る。最初の逸脱者はリスクを取り過ぎて失敗に終わるようなプロセスであるとき、最初の逸脱者は退場したとしても問題の構造や潜在的な需要があることだけは明らかであることが多い。このような場合、放っておくと非合法的プラクティスに流れる危険があるからこそ、改良された合法的な解決策が受け入れられる素地ができるといえよう。

(3) インプリケーション

社会的逸脱行動を、合法化に向けた目的合理的な行動としての解釈と、そうではない行動としての解釈に分けて論点整理を行ってきた。これらの違いから得られるインプリケーションについて最後に2点述べておきたい。

基本的に新事業の推進プロセスは優先順位の付け方を誤ると、資源や時間の限界に達してしまう。これは制度環境対応に限らないことであろう。本研究の提示したモデルや考え方は、仮に手続的正当性を後回しにするのだとしたら、その代わり何を先に優先するのか、後に回したことに對してどのように責任をとっていくのかということを検討するモデルである。通常の事業であれば法的責任と経済的責任は両方満たした上でさらなる社会的責任を検討する。ところが、事業の創造段階では、事業成立に至るまでの間、企業家は限られた労力で何が根源的な責任であるのかが厳しく問われる局面があると理解することができる。

また、目的合理的に社会的逸脱を行うアクターの場合、当該論点以外の部分では品行方正に振る舞うことが予想される。法的なリスクを負う以上、それが単に社会規範や法規範を守らない人間の行動であると解釈されることは避けたいはずで、従って法的リスクを選択的に選び分けることが目的合理的な振る舞いだからである。このような純化を進めていくと、職業的ロビイストは様々な論点に気付き主張できる能力を身につけながら、一方で社会的な振る舞いとしては抑制的にならざるを得ない。従って、社会的なプロセスとしてどのように論点が創出され、試行錯誤され、創発的に改良されていくというプロセスの中では、より無責任なアクターの振るまいも

重要となる。それは目的合理的でない逸脱者による論点創出であるかもしれないし、問題に対応する行政官や政治家のようなアクターが異なる目的に基づいて行う活動かもしれない。ニュースを消費する一般大衆の動向も大きく影響するだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 尾田基	4. 巻 18
2. 論文標題 政策企業家の直面するフリーライドの二面性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 一橋商学論叢	6. 最初と最後の頁 30-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 尾田基
2. 発表標題 規制設計における比較対象設定の創造性
3. 学会等名 CIRIEC第11回春季大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 尾田基
2. 発表標題 企業ロビイングにおけるフリーライドの二面性
3. 学会等名 日本NPO学会第24回研究大会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------